

全国知事・市長リレー講義

(第1回)

- 1 全国知事・市長リレー講義 (趣旨)
- 2 現在の大きな変化と国と地方公共団体
- 3 地方自治制度の概要
- 4 市町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特徴
- 5 地方分権一括法による改正前後の事務の変化
- 6 地方財政計画 (概要)
- 7 日本国憲法 (地方自治)
- 8 地方自治法 (§ 1 の 2 ~ 2、 § 1 2 ~ 1 4)
- 9 地方分権改革の主要な経緯
- 10 地方分権改革推進委員会第 4 次勧告 (概要)
- 11 地方税収
(税収の構成、税収額の偏在度、国と地方の税源配分の推移)
- 12 地域主権戦略大綱 (構成と概要)
- 13 出先機関の原則廃止に向けて (概要)
- 14 地域自主戦略交付金
- 15 地域主権改革の工程表

全国知事・市長リレー講義(趣旨)

1 講義の内容

- 全国知事・市長リレー講義は、地方自治、地方分権が重要となり、地域主権改革が政策課題となる中で、全国の知事、政令指定都市や特色のある都市経営を行っている市長の方々などに、現在のそれぞれの地域課題を踏まえた政策、あるいは全国的に関係する地域課題についての考え方などを講義いただくものである。
- 今回は、以前の知事リレーのときと比べ、知事・市長リレーということで、市長講義の数が増えているが、これは基礎自治体の活動が重要となっていることに鑑み、市長講義の数が増えた結果である。
- 現在は、グローバル化、情報化が進展し、国内では、高齢化、少子化が進み、人口は減少に転じ、また、地球環境の保全が重要となり、省資源、省エネルギー、資源リサイクル、新エネルギーの活用などが大切となっている。
このように、国際的にも、国内的にも、大転換期となっている状況下で、どのような政策が語られるのかを、よく聞いてもらいたい。
- また、3月11日には、東北地域・関東地域の太平洋側にM9.0の地震が発生し、未曾有の大津波に見舞われたところであり、災害に関することも講義されると思うが、この時期であるので、その際にはよく注目して欲しい。

2 講義に関する留意事項

- それぞれの講義は、独立しており、関連性があるとしても、体系的な講義がなされるわけではない。その意味で、一般の講義のように、一回一回の講義を勉強して、それらをつなぐと、一体的な理解になるというものではない。
- また、それぞれの講義は、知事や市長などが、現実の課題に取り組むために政策として取りまとめたもの、あるいはその他の大きな課題への対応策についてのものであって、その理解には、経済学、財政学、法律学、政治学、行

政学などについて、相当に高い水準の知識が必要となる。

説明としては、具体的で分かりやすくなされているとしても、高い水準の政策的な整理がなされていることを、理解して欲しい。

- したがって、講義を聴いて、その内容を検討し、理解を深め、その政策に関連して、重要なところを自らつかみ取ってもらいたい。

大事なことは、そのためには、それぞれの受講生が、自らインターネットなどを使って調べてみるなど積極的に取り組む必要がある。

また、講義の終わりの方で質疑応答の時間を取ってもらうので、積極的に参加して欲しい。

- このため、前半後半に1度ずつ、計2回小レポートの提出をしてもらう。その際に、どのような講義内容であったかよく整理し、それらの政策内容を通じて、自らはどのように考えるかよく検討して欲しい。

現在の大きな変化と国と地方公共団体

○ 現在の大きな変化と関係する分野

変化 \ 分野	経済	社会	文化	政治	科学技術
グローバル化					
情報化					
環境保全					
省エネ・省資源・資源リサイクル・新エネ					
高齢化・少子化					
人口減少					
多様化・高質化					
フロントランナー化					

[公債の大量発行・財政硬直化]

○ 国と地方公共団体

身近さと広がり
身近さ

	世界
	アジア
	日本
国の地方出先機関、[道州制]	
都道府県	
一部事務組合、広域連合	
市町村（特例市、中核市、指定都市）	
コミュニティ、地域自治区	
住民	国民

広がり

○地方公共団体の仕組み

- 1 議会、長、行政委員会、監査委員、外部監査（弁護士など）、住民選挙、直接請求、住民監査請求、住民訴訟、住民投票、情報公開
 - 2 地方公共団体の事務処理
予算、決算、出納、契約、財産の取得・管理・処分
公の施設（指定管理者）の管理
 - 3 地方公共団体の歳入
地方税、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、地方債、分担金・使用料
・手数料、財産収入
 - 4 複数の地方公共団体による事務処理
協議会、機関の共同設置、事務の委託（普通地方公共団体相互間の協力）
一部事務組合、広域連合、地方開発事業団（特別地方公共団体）
 - 5 地方公共団体の廃置分合、境界変更、市町村の合併
 - 6 地方公共団体の経営
地方公営企業、地方独立行政法人
- 国と地方公共団体、都道府県と市町村との関係
相互の権衡と連携
自治事務、法定受託事務の区分
関与の類型とあり方の原則
〈関与法定主義、必要最小限度、自主性、自立性に配慮〉
国と地方、地方と地方の事務処理に関する紛争の処理
〈国地方係争処理委員会、自治紛争処理委員、高等裁判所への訴えの提起〉
- 事務処理（規制、給付など）のあり方
- ① 国の一律処理
地方の上乗せ、横出し、裾切りへの措置（法律と条例）
法令による義務付け・枠付けの見直し（条例制定権の拡充）
 - ② 国の標準的処理
地方の独自性、最適性の発揮
 - ③ 国の処理がない
地方の実状による独自処理

地方自治制度の概要

1 地方自治制度（地方公共団体）は二層制

① 47都道府県

② 1,724市町村（市786、町754、村184）（H23.4）

市：原則人口5万人以上、町：原則人口3000人程度以上

指定都市：概ね人口70万人以上の市（政令では50万人以上）、中核市：人口30万人以上の市、特例市：人口20万人以上の市—これらの市の場合には、都道府県の事務の一部が市の事務となる。

2 執行機関は、長（都道府県は知事、市町村は市町村長）、委員会（教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会（都道府県）、労働委員会（都道府県）、収用委員会（都道府県）など）・委員（監査委員）である。

議決機関は、議会である。

長と議会の議員は、直接に住民の選挙により選ばれ、委員会・委員の委員は、議会での選挙又は長が議会の同意を得て選任するなどの方式により選ばれる。

地方公共団体において、財政運営を決める予算（予算編成は長が行う。）、条例は、議会の議決により成立する。

3 日本の地方公共団体の特徴

都道府県、市町村とも、固有の地方自治の事務のほか、国の事務を法制的に受託して、その事務を自らの事務として実施するが、地方公共団体の事務の中で、当該事務がかなりの割合を占める。

地方公共団体の事務は、自治事務と法定受託事務に区分される。法定受託事務は、地方公共団体の国からの受託事務であり、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるものである。しかし、自治事務の中にも、国からの受託事務が含まれる。

法定受託事務として、具体的には、例えば、都道府県で旅券（パスポート）の事務を行い、市町村で戸籍に関する事務を行っている。

4. 地方公共団体の事務と財政

地方公共団体の事務を行うために要する経費については、当該地方公共団

体が、全額これを負担することとされている。

ただし、一定の事務については国がその経費の全部又は一部を負担し、また、国は特別の必要があると認めるときには補助金を交付することができることとされている。

具体的には、例えば、生活保護費については、これは元来国の事務であるが、国が4分の3、地方公共団体が4分の1の割合で負担している。

このため、地方公共団体の事務の執行のための歳出については、歳入として、地方税、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、地方債、使用料・手数料などによって、まかなわれることとなっている。

地方税は、国の地方税法による。法定税については、税源が、地方公共団体に設定され、地方公共団体が、条例によって、課税する。税率について、地方公共団体に、選択の幅がある。法定外税については、条例によって、国の同意を得て、課税する。

地方譲与税は、地方公共団体の財源を、国が徴収上の便宜からいったん国税として課税し、それを一定の配分方式により、地方公共団体に譲与するものである。

地方交付税は、財源として、国税である所得税（32%）、酒税（32%）、法人税（34%）、消費税（29.5%）、たばこ税（25%）のそれぞれ一定割合により設定されている。

これを、地方公共団体の基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた、財源不足額の合計の財源とするものであるが、それでは補填できない場合には、さらに必要な調整が行われる。

基準財政需要額は、各地方公共団体の標準的な財政需要を合理的に測定するために、一定の方式により算定された額である。基本的には、財政需要と相関関係があると見られる測定単位を決め、それに、合理的に算定された単位費用を乗じて、必要な補正を行い、算定する。

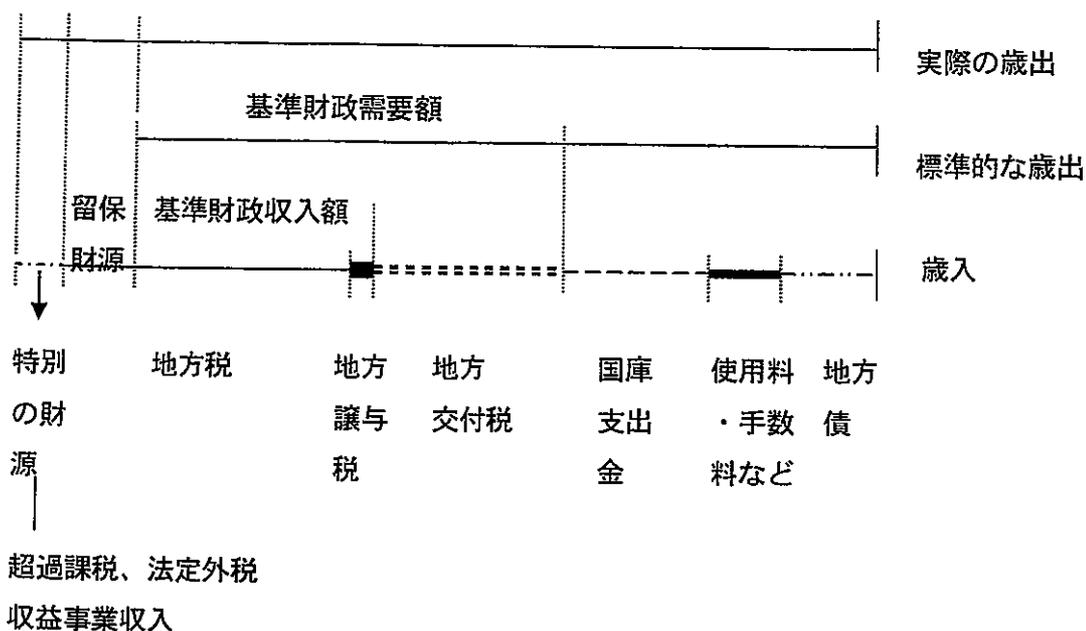
基準財政収入額は、地方税収を標準税率により見込みその額の75%として算定されるもの、それに地方譲与税の見込み額などを加えたものである。

国庫支出金は、国から地方公共団体に支出される、負担金、補助金などである。

地方債は、普通建設事業など財源を長期の借入金に求めることができる経費について、長期の資金借入れを行うものである。

使用料・手数料などは、公の施設の使用料、地方公共団体の行う検査などのサービス事務への手数料の徴収などである。

以上のことを、簡単に図示すると、次のようになる。



地方公共団体において、地方交付税制度による補填が、確保されるかどうかは、毎年度、国の予算編成の際に、地方財政対策が検討され、必要とされる措置が講じられるものとなっている。

この結果により、来年度の地方財政計画が、作成され、地方公共団体が、来年度の予算編成をするに当たって、編成の際の指針となっている。

5 地方公共団体の行政評価

地方公共団体では、近年、行政サービスを企画し、実行した後、その行政サービスの効果について、自ら評価して、その内容を公表し、議会、住民にも評価する機会を提供することとして、効果が薄い行政サービスは、廃止するか、改善して、より適切な行政サービスに転換させている(PDCA サイクル)。

また、評価を行政内部のみで行うのではなく、第三者機関を置いて、外部からの視点でも評価する方式を導入しているところもある。

このため、行政評価に関する条例の制定、あるいは、執行機関での規程の設定が行われている。

6 地方公共団体と災害対策

災害対策については、災害対策基本法、激甚災害に対処するための特別の

財政援助等に関する法律などがある。

地方公共団体では、災害対策基本法に則り、地方防災会議を組織し、地域防災計画を作成し、また、災害予防、災害応急対策、災害復旧を行うこととなる。

地方防災会議には、都道府県防災会議（会長は知事、関係行政機関の長などが委員）、市町村防災会議（組織は条例で都道府県防災会議の例に準じ制定）が、それぞれあり、相互に協力するものとされている。

また、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合においては、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置する。

地域防災計画についても、都道府県地域防災計画、市町村地域防災計画がある。これらは、国の中央防災会議が作成する防災基本計画に基づき、都道府県防災会議、市町村防災会議が、作成する。

地域防災計画では、当該区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱、また災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画などを作成する。

災害予防としては、防災に関する訓練、防災に関する物資及び資材の備蓄、災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善などが図られる。

災害応急対策としては、①警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示、②消防、水防その他の応急措置、③被災者の救難、救助その他保護、④災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること、⑤施設及び設備の応急の復旧、⑥清掃、防疫その他の保健衛生、⑦犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持、⑧緊急輸送の確保、⑨そのほか、災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置が、行われる。

災害復旧については、国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業について、当該事業に関する主務大臣が行う災害復旧事業費の決定を、都道府県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づき、適正かつ速やかに行うことなどが定められている。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律は、一定規模以上の災害について、公共土木施設の災害復旧事業等に関する国の特別の財政援助、農林水産業に関する特別の助成、中小企業に関する特別の助成などを、定めたものである。

市町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特徴

年月	市	町	村	計	備考
明治 21 年	—	(71,314)		71,314	
<p>「明治の大合併」</p> <p>近代的地方自治制度である「市制町村制」の施行に伴い、行政上の目的(教育、徴税、土木、救済、戸籍の事務処理)に合った規模と自治体としての町村の単位(江戸時代から引き継がれた自然集落)との隔たりをなくすために、町村合併標準提示(明治 21 年 6 月 13 日 内務大臣訓令第 352 号)に基づき、約 300~500 戸を標準規模として全国的に行われた町村合併。結果として、町村数は約5分の1に。</p>					
22 年	39	(15,820)		15,859	市制町村制施行(明治 22 年 4 月 1 日) (明治 21 年 4 月 17 日 法律第 1 号)
大正 11 年	91	1,242	10,982	12,315	
昭和 20 年 10 月	205	1,797	8,518	10,520	
昭和 22 年 8 月	210	1,784	8,511	10,505	地方自治法施行 (昭和 22 年 5 月 3 日 法律第 67 号)
28 年 10 月	286	1,966	7,616	9,868	町村合併促進法施行 (昭和 28 年 10 月 1 日 法律第 258 号)
<p>「昭和の大合併」</p> <p>戦後、新制中学校の設置管理、市町村消防の事務、社会福祉、保健衛生関係の新しい事務が市町村の事務とされ、行政事務の能率的処理のためには規模の合理化が必要とされた。昭和28年の町村合併促進法(第3条「町村はおおむね、8000人以上の住民を有するのを標準」)及びこれに続く昭和31年の新市町村建設促進法により、「町村数を約3分の1に減少することを目途」とする町村合併促進基本計画(昭 28 年 10 月 30 日 閣議決定)の達成を図ったもの。約 8000 人という数字は、新制中学校1校を効率的に設置管理していくために必要と考えられた人口。昭和28年から昭和36年までに、市町村数はほぼ3分の1に。</p>					
31 年	495	1,870	2,303	4,668	新市町村建設促進法施行

4月					(昭和31年6月30日 法律第164号)
31年 9月	498	1,903	1,574	3,975	町村合併促進法失効 (昭和31年9月30日)
36年 6月	556	1,935	981	3,472	新市町村建設促進法一部失効 (昭和36年6月29日)
37年 10月	558	1,982	913	3,453	市の合併の特例に関する法律施行 (昭和37年5月10日 法律第118号)
40年 4月	560	2,005	827	3,392	市町村の合併の特例に関する法律施行 (昭和40年3月29日 法律第6号)
50年 4月	643	1,974	640	3,257	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行 (昭和50年3月28日 法律第5号)
平成7年 4月	663	1,994	577	3,234	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行 (平成7年3月29日 法律第50号)
11年 4月	671	1,990	568	3,229	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律一部施行 (平成11年7月16日 法律第87号)
18年 3月	777	846	198	1,821	市町村の合併の特例に関する法律経過措置終了
22年 4月	786	757	184	1,727	市町村の合併の特例法に関する法律施行 (平成22年3月31日 法律第10号)
23年 4月	786	754	184	1,724	

地方分権一括法による改正前後の事務の変化

(地方分権一括法による改正前)

行政事務	←公共事務→	→団体委任事務→	←機関	委任事務	→
	←地方公共団体	体の事務→	←国	の事務	→

↓
国の事務
事務の廃止

(現行法)

←自治	事務	→	←法定受託事務	→
	←国の受託		事務	→
←地方	公共団体の		事務	→

平成 2 3 年度地方財政計画関係資料

平成 2 3 年 1 月
総務省自治財政局

1 地方財政指標

区 分	平成 23 年度	平成 22 年度
地方財政計画規模	82兆5,054億円	82兆1,268億円
計画規模の伸び率	0.5%	▲0.5%
地方一般歳出の伸び率	0.8%	0.2%
給与関係経費の伸び率	▲1.9%	▲2.0%
投資的経費の伸び率	▲5.1%	▲15.3%
うち直轄・補助事業	18.0%	▲15.7%
〔移替え影響額除き〕※1	〔▲5.1%〕	—
うち単独事業	▲22.0%	▲15.0%
〔移替え影響額除き〕※1	〔▲5.0%〕	—
地方税の伸び率	2.8%	▲10.2%
地方交付税の伸び率	2.8%	6.8%
一般財源総額	59兆4,990億円	59兆4,103億円
一般財源比率	64.6%	63.0%
地方債の伸び率	▲14.9%	14.0%
地方債依存度	13.9%	16.4%
地方債発行額（普通会計分）	11兆4,772億円	13兆4,939億円
地方債・借入金残高合計（年度末見込み）	200兆3,930億円	200兆5,345億円
〔うち地方債残高	142兆8,234億円	142兆2,268億円〕
うち交付税特別会計借入金残高	33兆5,173億円	33兆6,173億円
〔うち企業債（普通会計負担分）残高	24兆523億円	24兆6,904億円〕
（うち臨時財政対策債借入金残高※2）	（36兆6,188億円）	（31兆8,135億円）
（参考）		
国の一般会計の伸び率	0.1%	4.2%
うち基礎的財政収支対象経費	▲0.1%	—
公債依存度	47.9%	48.0%

- (注) 1 地方一般歳出は、公債費、企業債償還費普通会計負担分及び不交付団体水準超経費を除いた額である。
 2 一般財源総額は、地方税、地方交付税、臨時財政対策債、地方特例交付金及び地方譲与税の合計額である。
 3 地方債（企業債を含む。）残高は、決算見込額をベースとした推計残高である。
 4 ※1は、投資的経費の単独分へ計上していた社会資本整備総合交付金を活用した道路事業を、補助事業へ移し替えた影響を除いた場合の数値である。
 5 ※2は、平成21年度末の地方公共団体の決算における残高計に、平成22年度及び平成23年度の地方財政計画上の臨時財政対策債発行額を加え、公債費のうち臨時財政対策債の元金償還額を控除したものである。

(1) 歳入歳出総括表

(単位：億円、%)

区 分	平成23年度 (A)	平成22年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)	備 考
(歳入)					
地 方 税	334,037	325,096	8,941	2.8	
地 方 譲 与 税	21,749	19,171	2,578	13.4	
地 方 特 例 交 付 金	3,877	3,832	45	1.2	
地 方 交 付 税	173,734	168,935	4,799	2.8	
国 庫 支 出 金	121,745	115,663	6,082	5.3	
地 方 債	114,772	134,939	▲ 20,167	▲ 14.9	
使用料及び手数料	14,279	13,126	1,153	8.8	
雑 収 入	40,861	40,506	355	0.9	
計	825,054	821,268	3,786	0.5	
一 般 財 源	594,990	594,103	887	0.1	
(歳出)					
給 与 関 係 経 費	212,694	216,864	▲ 4,170	▲ 1.9	
退 職 手 当 以 外	190,961	194,064	▲ 3,103	▲ 1.6	
退 職 手 当	21,733	22,800	▲ 1,067	▲ 4.7	
一 般 行 政 経 費	308,226	294,331	13,895	4.7	
補 助 単 独	157,481	144,313	13,168	9.1	
国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	138,601	138,285	316	0.2	
地方再生対策費	12,144	11,733	411	3.5	
地域活性化・ 雇用等対策費 ※	3,000	4,000	▲ 1,000	▲ 25.0	※平成22年度の額は、 平成22年度地方財政 計画の歳出に計上さ れた「地域活性化・雇 用等臨時特例費」の額 である。
公 債 費	12,000	9,850	2,150	21.8	
維 持 補 修 費	132,423	134,025	▲ 1,602	▲ 1.2	
投 資 的 経 費	9,612	9,663	▲ 51	▲ 0.5	
直 轄 ・ 補 助	113,032	119,074	▲ 6,042	▲ 5.1	
〔移替え影響額除き※〕 単 独	59,474	50,391	9,083	18.0	※単独分へ計上して いた社会資本整備総 合交付金を活用した 道路事業を、補助事 業へ移し替えた影響を 除いた場合
〔移替え影響額除き※〕 公 営 企 業 繰 出 金	59,474	62,697	▲ 3,223	▲ 5.1	
〔移替え影響額除き※〕 公 営 企 業 繰 出 金	53,558	68,683	▲ 15,125	▲ 22.0	
公 営 企 業 繰 出 金	53,558	56,377	▲ 2,819	▲ 5.0	
企業債償還費普通会計負担分	26,867	26,961	▲ 94	▲ 0.3	
そ の 他	17,118	17,454	▲ 336	▲ 1.9	
不交付団体水準超経費	9,749	9,507	242	2.5	
計	7,200	6,500	700	10.8	
地 方 一 般 歳 出	825,054	821,268	3,786	0.5	
地 方 一 般 歳 出	668,313	663,289	5,024	0.8	公債費、企業債償還 費普通会計負担分、 不交付団体水準超経 費を除く

(2) 歳入歳出構成比

(単位：%)

歳 入	平 成 23年度	平 成 22年度	差 引	歳 出	平 成 23年度	平 成 22年度	差 引
地 方 税	40.5	39.6	0.9	給 与 関 係 経 費	25.8	26.4	▲ 0.6
地 方 譲 与 税	2.6	2.3	0.3	一 般 行 政 経 費	37.3	35.8	1.5
地 方 特 例 交 付 金	0.5	0.5	0.0	地 方 再 生 対 策 費	0.4	0.5	▲ 0.1
地 方 交 付 税	21.1	20.6	0.5	地 域 活 性 化 ・ 雇 用 等 対 策 費	1.5	1.2	0.3
国 庫 支 出 金	14.8	14.1	0.7	公 債 費	16.0	16.3	▲ 0.3
地 方 債	13.9	16.4	▲ 2.5	維 持 補 修 費	1.2	1.2	0.0
使用料及び手数料	1.7	1.6	0.1	投 資 的 経 費	13.7	14.5	▲ 0.8
雑 収 入	4.9	4.9	0.0	公 営 企 業 繰 出 金	3.2	3.3	▲ 0.1
計	100.0	100.0	—	不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	0.9	0.8	0.1
				計	100.0	100.0	—

年 度	地方財政計画		(参考) 国の予算 (当初)	
	歳入歳出総額見込額	対前年度伸率	一般会計予算額	対前年度伸率
昭和50年度	215,588	24.1	212,888	24.5
51	252,595	17.2	242,960	14.1
52	288,365	14.2	285,143	17.4
53	343,396	19.1	342,950	20.3
54	388,014	13.0	386,001	12.6
55	416,426	7.3	425,888	10.3
56	445,509	7.0	467,881	9.9
57	470,542	5.6	496,808	6.2
58	474,860	0.9	503,796	1.4
59	482,892	1.7	506,272	0.5
60	505,271	4.6	524,996	3.7
61	528,458	4.6	540,886	3.0
62	543,796	2.9	541,010	0.0
63	578,198	6.3	566,997	4.8
平成元年度	627,727	8.6	604,142	6.6
2	671,402	7.0	662,368	9.6
3	708,848	5.6	703,474	6.2
4	743,651	4.9	722,180	2.7
5	764,152	2.8	723,548	0.2
6	809,281	5.9	730,817	1.0
	(791,443)	(3.6)		
7	825,093	2.0	709,871	▲ 2.9
		(4.3)		
8	852,848	3.4	751,049	5.8
9	870,596	2.1	773,900	3.0
10	870,964	0.0	776,692	0.4
11	885,316	1.6	818,601	5.4
12	889,300	0.5	849,871	3.8
13	893,071	0.4	826,524	▲ 2.7
14	875,666	▲ 1.9	812,300	▲ 1.7
15	862,107	▲ 1.5	817,891	0.7
16	846,669	▲ 1.8	821,109	0.4
17	837,687	▲ 1.1	821,829	0.1
	(834,155)	(▲ 1.5)		
18	831,508	▲ 0.7	796,860	▲ 3.0
	(822,963)	(▲ 1.3)		
19	831,261	▲ 0.0	829,088	4.0
20	834,014	0.3	830,613	0.2
	(830,014)	(▲ 0.2)		
21	825,557	▲ 1.0	885,480	6.6
22	821,268	▲ 0.5	922,992	4.2
23	825,054	0.5	924,116	0.1

- (注) 1 平成6、7年度の()内は、平成6年度における特定資金公共事業債の繰上償還金を除いた場合である。
 2 平成17、18年度の()内は、国保調整交付金、児童手当拡充分等を除いた場合である。
 3 平成20年度の()内は、地方再生対策費を除いた場合である。

(参考) 地方債計画 (当初計画) の推移

(単位: 億円、%)

年 度	地 方 債 計 画	対前年度伸率
昭和50年度	28,350	21.2
51	48,010	69.3
52	50,562	5.3
53	62,197	23.0
54	74,010	19.0
55	70,307	▲ 5.0
56	69,303	▲ 1.4
57	65,403	▲ 5.6
58	75,411	15.3
59	72,100	▲ 4.4
60	64,800	▲10.1
61	70,920	9.4
62	81,150	14.4
63	91,851	13.2
	(81,276)	(0.2)
平成元年度	88,051	▲ 4.1
	(77,271)	(▲ 4.9)
2	88,044	▲ 0.0
	(77,256)	(▲ 0.0)
3	90,815	3.1
	(79,979)	(3.5)
4	87,500	▲ 3.7
	(87,140)	(9.0)
5	103,585	18.4
	(103,478)	(18.7)
6	147,340	42.2
7	160,332	8.8
8	181,103	13.0
9	173,659	▲ 4.1
10	160,940	▲ 7.3
11	163,970	1.9
12	163,106	▲ 0.5
13	164,998	1.2
14	165,239	0.1
15	184,845	11.9
16	174,843	▲ 5.4
17	155,366	▲11.1
18	139,466	▲10.2
19	125,108	▲10.3
20	124,776	▲ 0.3
21	141,844	13.7
22	158,976	12.1
23	137,340	▲ 13.6

(注) () 内は、特定資金公共事業債を除いた場合である。

日本国憲法

第8章 地方自治

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

〈団体自治、住民自治〉

〈都道府県と市町村〉

〈地方自治は民主主義の学校〉

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

〈団体意思を決定するための合議制機関〉

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

〈現在は長と議会の議員〉

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

〈自治立法権、自治行政権、自治財政権〉

第95条 一の地方公共団体だけに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

〈地方自治特別法〉

地方自治法

(地方公共団体の役割と国による制度策定等の原則)

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

2 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、

国においては①国際社会における国家としての存立にかかわる事務、②全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は③全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、

住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、

地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

〈補完性の原理、近接性の原理〉

(地方公共団体の種類)

第1条の3 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

2 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

3 特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合〈一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合〉、財産区及び地方開発事業団とする。

(地方公共団体の法人格とその事務)

第2条 地方公共団体は、法人とする。

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

3 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第5項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。ただし、第5項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一

般の市町村が処理することが適当でない認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

〈政令指定都市〔政令で指定する人口50万以上の市〕、中核市〔政令で指定する人口30万以上の市〕、特例市〔政令で指定する人口20万以上の市〕〉

- 4 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

〈市町村の基本構想〉

- 5 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第2項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない認められるものを処理するものとする。

- 6 都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当たっては、相互に競合しないようにしなければならない。

7 略

- 8 この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。

- 9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

- ① 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第1号法定受託事務」という。）

- ② 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第2号法定受託事務」という。）

10 略

- 11 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。

〈地方公共団体に関する法令の原則〉

- 12 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、

国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。一略

〈地方公共団体に関する法令の規定の解釈運用に関する原則〉

- 1 3 法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。

〈自治事務に関する国の配慮〉

- 1 4 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

〈最小の経費で最大の効果〉

- 1 5 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

〈地方公共団体の規模の適正化〉

- 1 6 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

〈市町村及び特別区と都道府県の条例〉

- 1 7 前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効と

(条例の制定改廃請求権及び事務の監査請求権)

第12条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより〈選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもつて〉、その属する普通地方公共団体の条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃を請求する権利を有する。

- 2 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより〈選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもつて〉、その属する普通地方公共団体の事務の監査を請求する権利を有する。

(議会の解散請求権及び主要公務員の解職請求権)

- 第13条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより〈選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて〉、その属する普通地方公共団体の議会の解散を請求する権利を有する。
- 2 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより〈選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて〉、その属する普通地方公共団体の議会の議員、長、副知事若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職を請求する権利を有する。
- 3 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、法律の定めるところにより〈地方教育行政の組織及び運営に関する法律〉、その属する普通地方公共団体の教育委員会の委員の解職を請求する権利を有する。

(条例の制定及び罰則)

- 第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。
- 2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
- 3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

地方分権関係の主要な経緯(最近20年間)

年	(1987) 昭和62	(1989) 平成元	(1990) 平成2	(1992) 平成4	(1993) 平成5	(1994) 平成6	(1995) 平成7	(1996) 平成8	(1997) 平成9	(1998) 平成10	(1999) 平成10	(1999) 平成11	
月	4	12	10	6	6 10	4 11	5 7	6 12	2 7 9 10	4 5 10	11	3 7	
経緯	第二次臨時行政改革推進審議会(第二次行革審)発足	第二次行革審答申「国と地方の関係等に関する答申」	第三次臨時行政改革推進審議会(第三次行革審)発足	第三次行革審答申 行政改革に関する第3次答申 国際化対応・国民生活重視の	第三次行革審答申「最終答申」 (衆議院6/3、参議院6/4) 地方分権の推進に関する決議	第二十四次地方制度調査会発足 第二十四次地方制度調査会答申	地方分権推進委員会発足 地方分権推進法成立	第二十五次地方制度調査会発足 地方分権推進委員会第1次勧告	第二十五次地方制度調査会答申 「監査制度の改革に関する答申」	地方分権推進委員会第4次勧告 地方分権推進委員会第3次勧告 地方分権推進委員会第2次勧告	第二十六次地方制度調査会発足 地方分権推進計画閣議決定 「市町村の合併に関する答申」	第二次地方分権推進計画閣議決定 地方分権推進委員会第5次勧告	地方分権一括法成立
内閣	第三次中曽根内閣 ※1 S61.7 ~ S62.1 1	第一次海部内閣 H元.8 ~ H2.2	第二次海部内閣 H2.2 ~ H3.1 4	宮沢内閣 H3.1 1 ~ H元.6	細川内閣 H5.8 ~ H6.4	村山内閣 H6.6 ~ H8.1	第一次橋本内閣 H8.1 ~ H8.1 4	第二次橋本内閣 H8.11 ~ H10.7	小渕内閣 H10.7 ~ H12.4				

※1 竹下内閣(S62.11~H元.6)、宇野内閣(H元.6~H元.8)

※2 羽田内閣(H6.4~H6.6)

地方分権関係の主要な経緯(最近20年間)

年 月	(2000) 平成12				(2001) 平成13			(2002) 平成14	(2003) 平成15		(2004) 平成16		(2005) 平成17	(2006) 平成18		(2007) 平成19				(2008) 平成20	
	4	8	10	11	6	7	11	10	6	11	5	5	12	2	12	4	5	5	11	5	
経緯	地方分権一括法施行				地方分権推進委員会意見			地方分権改革推進会議意見	地方分権「三位一体の改革についての意見」		地方分権改革推進会議意見		地方分権改革推進会議意見		地方分権改革推進本部発足		地方分権改革推進委員会「中間的な取りまとめ」				地方分権改革推進委員会第一次勧告
	地方分権推進委員会意見 第二十六次地方制度調査会答申 「地方分権時代の住民自治制度のあり方及び」				第二十七次地方制度調査会発足 地方分権改革推進会議発足 地方分権推進委員会最終報告			地方分権改革推進会議意見 「事務・事業の在り方に関する意見」	第二十七次地方自治制度のあり方に関する答申		行政体制の整備についての意見 地方公共団体の行財政改革の推進等		第二十八次地方制度調査会答申 「地方議会のあり方に関する答申」 「地方の自主性・自律性の拡大及び」		第二十八次地方制度調査会答申 「道州制のあり方に関する答申」		地方分権改革推進委員会「生活者の視点に立つ「地方政府」の確立」				
内閣	※ 森内閣 第一次 H12.4 ～ H12.7		第二次森内閣 H12.7 ～ H13.4		第一次小泉内閣 H13.4 ～ H15.11			第二次小泉内閣 H15.11 ～ H17.9		第三次小泉内閣 H17.9 ～ H18.9		安倍内閣 H18.9 ～ H19.9		福田内閣 H19.9～							

※3 小淵内閣(H10.7～H12.4)

地方分権改革推進委員会第4次勧告 (概要)

～自治財政権の強化による「地方政府」の実現へ～

平成21年11月

はじめに

- ・分権型社会にふさわしい「地方政府」には、自治財政権の確立、とりわけ地方税財源の充実確保が不可欠。このため、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税、地方債を一体的に検討するとともに、地域間の財政力格差を是正するための取組みが重要
- ・国と地方を通じた巨額の累積債務残高と社会保障支出の今後の増大とを見ず、次世代に向けた持続的発展を確保するため、いずれ消費税と地方消費税の在り方を中心に、国税と地方税を通じた税制全般の抜本的な改革の実施が不可避

I 当面の課題

- ・現下の経済情勢及び新政権の政権公約等にかんがみ、特に重要な事項につき勧告
- 1 地方交付税の総額の確保及び法定率の引上げ**
 - ・大幅な税収減の中、地域間の財政力格差拡大につながるよう交付税の総額確保に配慮すべき。その際、法定率の引上げも考慮すべき
- 2 直轄事業負担金制度の改革**
 - ・直轄事業の範囲限定、出先機関の縮減・廃止、直轄事業負担金制度の廃止、道路・河川の移管に伴う交付金創設、自治体との事前協議の仕組みの創設等について、ただちに工程表を作成し、速やかに取り組むべき
- 3 自治体への事務・権限の移譲と必要な財源等の確保**
 - ・地方自治体への事務権限の移譲に当たり、執行に要する経費全額を税財源移譲により確実に措置
- 4 国庫補助負担金の一括交付金化に関する留意点**
 - ・地方が必要な事業の執行に支障が生じないよう必要な総額を確保する必要。交付基準も十分な検討が必要
 - ・義務付け・枠付け見直しの改革の趣旨に則し、国庫補助負担金制度を早急に見直すべき。施設・公物設置管理の基準に係る国庫補助負担金については、早急に交付基準を見直すべき
- 5 自動車関係諸税の暫定税率見直しに際しての留意点**
 - ・地球温暖化対策における我が国の役割・責任、近い将来想定される環境税の導入と環境問題に係る地方自治体の役割、国・地方双方の貴重な税収の減少への対応、特に地方税源の確保方策などについて、十分に考慮する必要
- 6 国と地方の事実上の協議の早急な開始**
 - ・子ども手当の創設、高等学校等就学支援金の創設など地方自治体の行財政運営に大きな影響を与える可能性のある制度の創設や抜本的な見直しに、地方自治体の自主性・自立性が十分に確保されるよう万全な配慮を要請。できるだけ速やかに国と地方の事実上の協議を開始し、地方自治体の意見を聴取・反映してほしい

II 中長期の課題

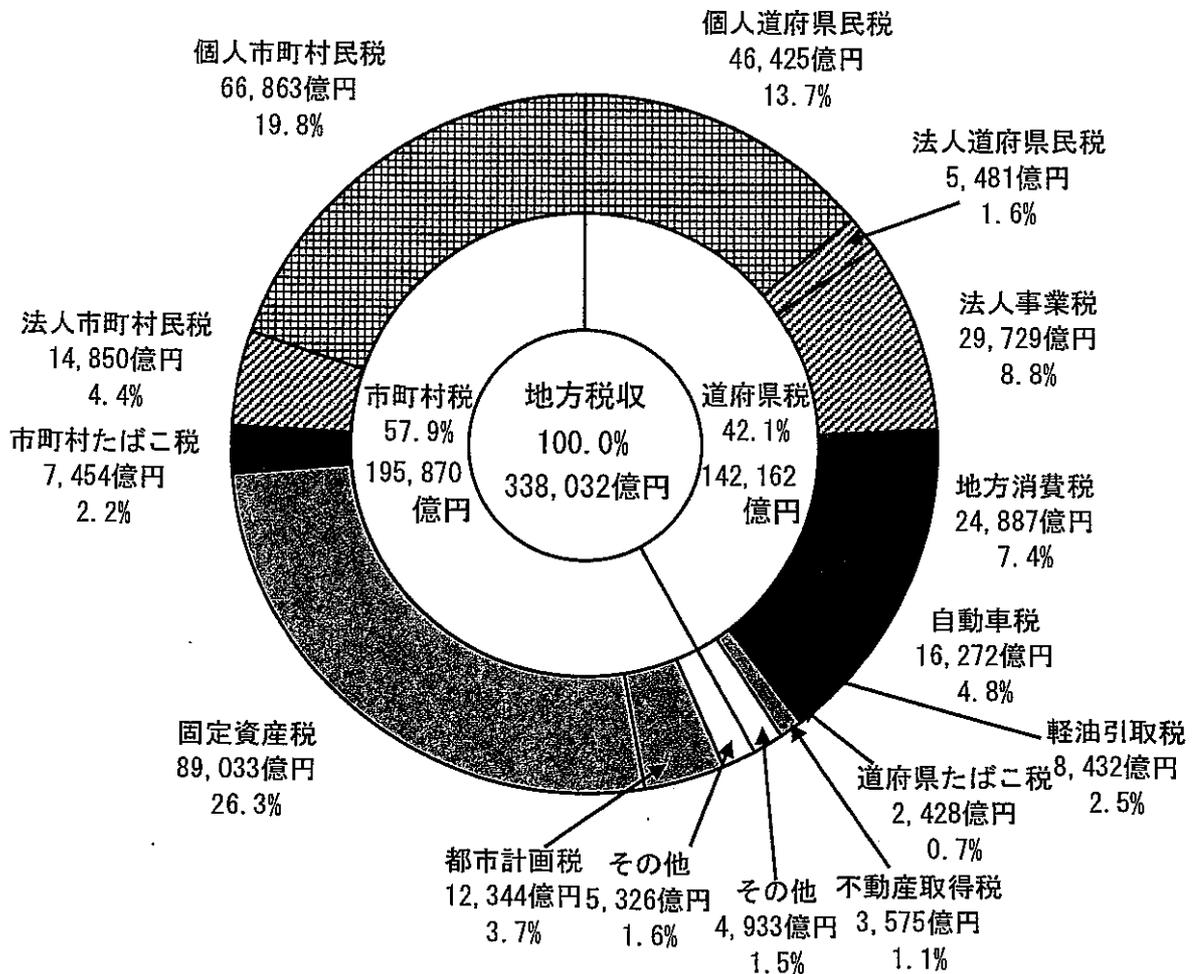
- ・社会的・経済的に安定した時節の課題について、今から論議を深め、準備を整えることを強く期待
- 1 地方税制改革**
 - (1)地方税の充実と望ましい地方税体系の構築
 - ・地方の自己決定・自己責任には、地方税の充実が最も重要。応益性を有し、薄く広く負担を分かち合うもので、地域的な偏在性が少なく、税収が安定した税目が望ましい
 - ・その際、①国と地方の税源配分5:5を当初目標、②地方消費税の充実が中心、③地方税充実の趣旨や必要性を自治体自ら住民に十分説明、④国・地方を通じた抜本的税制改革までの間であっても上記の方向性に沿って検討
 - (2)課税自主権の拡充
 - ・地方自治体は課税自主権の積極的な活用に努めるべき。そのためにも制度・運用の更なる見直しを進めるべき
- 2 国庫補助負担金の整理**
 - ・存在意義の薄れたものは即刻廃止。自治体の事務として同化・定着・定型化しているものや人件費補助は一般財源化する等、一括交付金を含めさらなる整理を進めるべき(金額ベースだけでなく、件数ベースの目標も設定)
- 3 地方交付税**
 - ・地方税の充実により、財政移転が果たす役割はおのずと縮小。しかしながら、偏在性の少ない税目でも、自治体間の財政力格差は拡大する方向であり、地方交付税の機能はより一層重要とならざるを得ない
 - (1)財政調整機能の充実
 - ・国民への説明責任に配慮しつつ、地方六団体の「地方共有税」構想を土台にした制度改革を求める
 - (2)財源保障機能の再検討
 - ・マクロの財源保障の役割は、地方税の充実に伴っておのずと縮小
 - ・地方財政計画額と決算額との乖離の是正に取り組むべき
 - (3)地方自治体にとっての予見可能性・説明責任の向上
 - ・普通交付税の透明性・予見可能性の向上を図るべき。可能な限り新型交付税の比重を高めるべき
 - ・法定率引上げにより財源不足額の解消・総額の安定化を図り、自治体の予見可能性を高めるべき
 - ・「国と地方の協議の場」での地方財政計画、地方交付税総額などの意見交換を早急に慣行化すべき
 - ・特別交付税を説明責任の向上のため見直すべき
- 4 地方債**
 - ・起債自主権は歳入自主権の大きな柱。市場の信用に十分配慮しつつ、地方債発行に係る国の関与を見直すべき
 - ・地方公共団体金融機構の充実、自治体が共同で債券を発行する仕組みの更なる活用が図られるべき
 - ・元利償還に対する交付税措置の縮減を検討。ただし、財政力が弱い自治体の事業執行に配慮すべき
- 5 財政規律の確保**
 - ・透明性の向上と自己責任の拡大を図るため、自治体の財務会計制度改革の方向性を、政府は国民に提示すべき。地方議会のチェック機能や監査委員の機能充実、外部監査機能の積極的な活用を図ることが肝要

おわりに

第4次勧告は、当委員会の最終勧告。今後、当委員会は、これまでの4次にわたる勧告に対応する政府の取組状況を監視し、必要があれば政府に意見を述べる役割に移行し、4次にわたる勧告で提言した事項を最大限尊重し、具体的な指針として速やかに地方分権改革推進計画を策定し、今後の改革の全体的な工程表を明らかにすることを政府に強く要請する。

※なお、交付税の法定率引上げ、国・地方の税源配分、地方共有税について意見が異なる委員一名から出された補足意見を勧告に添付している。

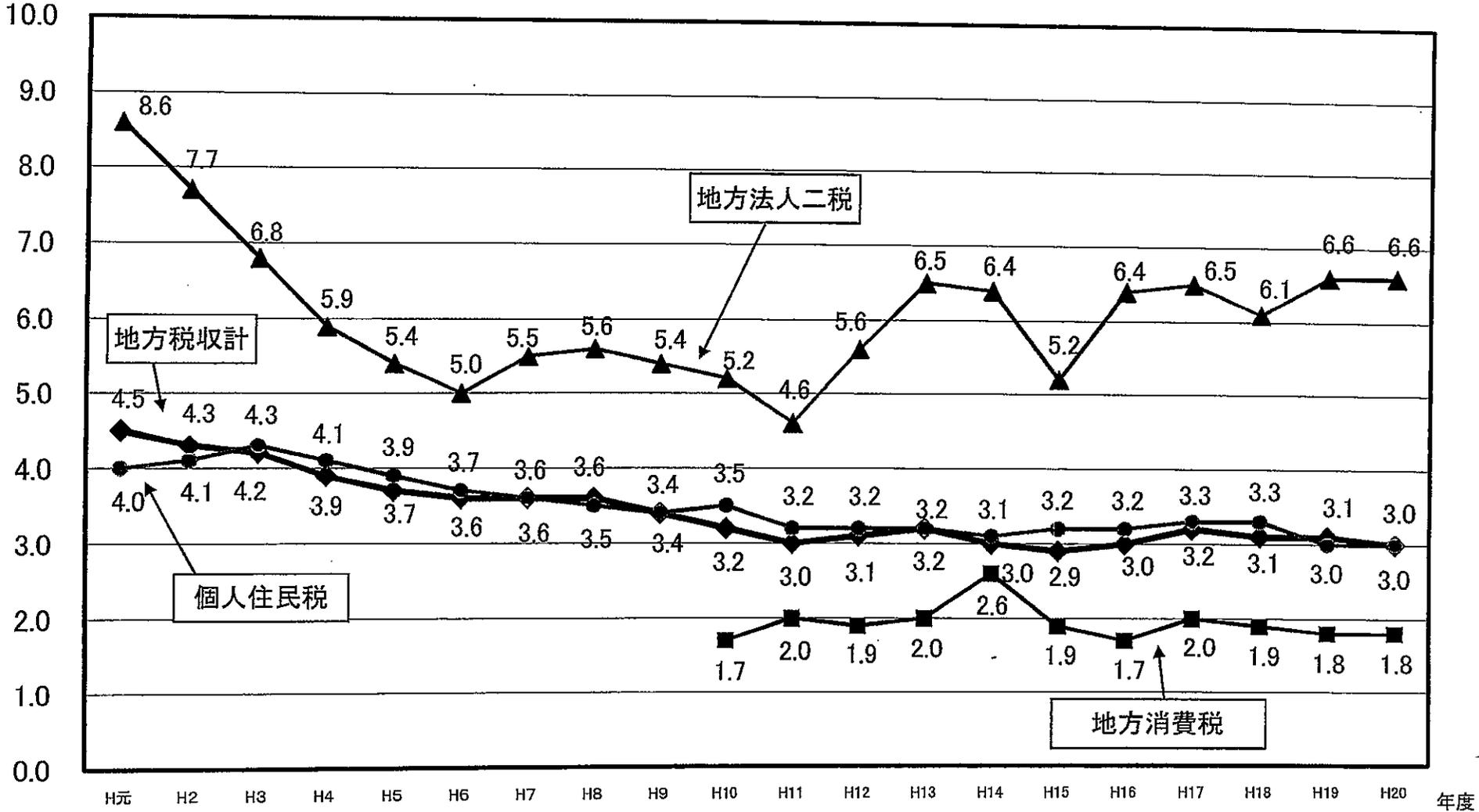
地方税収の構成（平成22年度地方財政計画額）



(注) 1 「個人道府県民税」は、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。
 2 「固定資産税」は、土地、家屋、償却資産の合計である。
 3 「法人事業税」は、地方法人特別譲与税（12,936億円）を含む。

人口1人当たり税収額の偏在度の推移

最大(東京)／最小の倍率(※)



(※) 「最大(東京)／最小の倍率」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値(東京)を最小値で割った数値である。
 (注1) 税収額については各年度の決算額(各年度とも超過課税、法定外税を除く)であり、人口については各年度末日の住民基本台帳人口による。
 (注2) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額である。
 (注3) 地方消費税は平成9年度導入。平年度化した平成10年度から計上しており、税収額は清算後の額である。

国及び地方の税財源配分の推移

(単位：億円、%)

区分 年度	租税総額	租 税 内 訳				地方交付税等による調整後		地方歳入中に占める地方税収入の割合
		国 税	地 方 税			国	地方	
			道府県税	市町村税	計			
40	48,279	32,785 (67.9)	7,823 (16.2)	7,671 (15.9)	15,494 (32.1)	25,123 (52.0)	23,156 (48.0)	34.6
45	115,239	77,732 (67.5)	21,112 (18.3)	16,395 (14.2)	37,507 (32.5)	58,548 (50.8)	56,691 (49.2)	37.1
50	226,591	145,043 (64.0)	38,692 (17.1)	42,856 (18.9)	81,548 (36.0)	109,051 (48.1)	117,540 (51.9)	31.3
55	442,626	283,688 (64.1)	73,903 (16.7)	85,035 (19.2)	158,938 (35.9)	203,478 (46.0)	239,148 (54.0)	34.0
60	624,667	391,502 (62.7)	102,040 (16.3)	131,125 (21.0)	233,165 (37.3)	288,694 (46.2)	335,973 (53.8)	40.6
2	962,302	627,798 (65.2)	156,463 (16.3)	178,041 (18.5)	334,504 (34.8)	451,860 (47.0)	510,442 (53.0)	41.6
7	886,380	549,630 (62.0)	139,090 (15.7)	197,660 (22.3)	336,750 (38.0)	407,207 (45.9)	479,173 (54.1)	33.2
12	882,673	527,209 (59.7)	155,850 (17.7)	199,614 (22.6)	355,464 (40.3)	377,145 <43.0> (42.7)	505,528 <57.0> (57.3)	35.4
13	855,172	499,684 (58.4)	155,303 (18.2)	200,185 (23.4)	355,488 (41.6)	330,078 <41.6> (38.6)	525,094 <58.4> (61.4)	35.5
14	792,227	458,442 (57.9)	138,035 (17.4)	195,750 (24.7)	333,785 (42.1)	296,345 <42.2> (37.4)	495,882 <57.8> (62.6)	34.4
15	780,351	453,694 (58.1)	136,931 (17.5)	189,726 (24.3)	326,657 (41.9)	282,827 <43.6> (36.2)	497,524 <56.4> (63.8)	34.4
16	816,417	481,029 (58.9)	144,870 (17.7)	190,518 (23.3)	335,388 (41.1)	314,162 <42.1> (38.5)	502,255 <57.9> (61.5)	35.9
17	870,949	522,905 (60.0)	152,269 (17.5)	195,775 (22.5)	348,044 (40.0)	347,749 <41.9> (39.9)	523,200 <58.1> (60.1)	37.4
18	906,231	541,169 (59.7)	163,243 (18.0)	201,819 (22.3)	365,062 (40.3)	347,332 <39.4> (38.3)	558,899 <60.6> (61.7)	39.9
19	929,226	526,558 (56.7)	186,642 (20.1)	216,026 (23.2)	402,668 (43.3)	363,874 <40.5> (39.2)	565,352 <59.5> (60.8)	44.2
20	853,894	458,309 (53.7)	179,280 (21.0)	216,305 (25.3)	395,585 (46.3)	294,249 <38.6> (34.5)	559,645 <61.4> (65.5)	42.9
21実績見込	725,848	383,685 (52.9)	138,465 (19.1)	203,699 (28.1)	342,163 (47.1)	207,954 <38.6> (28.6)	517,894 <61.4> (71.4)	—
	[725,357]	[376,907] [52.0]	[144,751] [20.0]	[203,699] [28.1]	[348,450] [48.0]			
22見込	723,944	394,623 (54.5)	131,396 (18.2)	197,925 (27.3)	329,321 (45.5)	204,505 <38.8> (28.2)	519,439 <61.2> (71.8)	—
	[723,980]	[381,723] [52.7]	[144,332] [19.9]	[197,925] [27.3]	[342,257] [47.3]			

- (注) 1 国税は、平成20年度までは決算額、平成21年度実績見込は補正(第2号)後予算額、平成22年度見込は当初予算額である。
 2 地方税は、平成20年度までは決算額、平成21年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成22年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。
 3 地方交付税等とは、地方交付税(特別会計借入によって加算された額を除いたもの。したがって、法定率分に一般会計加算等の額が加わったもの。)に地方譲与税を加えたものである。
 4 < >内は、地方交付税を法定率に限定して算出するとともに、地方譲与税に加えて、税源移譲予定特別交付金を加算した場合の数値である。
 5 []内は、国税から地方法人特別税を控除し、地方税(道府県税)に地方法人特別譲与税を加算した場合である。
 6 各項目毎に四捨五入しており、合計が一致しないことがある。

地域主権戦略大綱（構成と概要）

平成22年6月

第1 地域主権改革の全体像

- ◆ 「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」
- ◆ 国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働して「国のかたち」をつくる。「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本。その中でも住民に身近な基礎自治体を重視
- ◆ 戦略大綱は、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の取組方針を明らかにする。戦略大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、平成24年夏を目途に「地域主権推進大綱(仮称)」を策定
- ◆ 総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、より一層の政治主導で集中的かつ迅速に改革を推進。適時に国と地方の協議の場を開催し、国と地方の実効ある協議を行い、改革の推進及び国と地方の政策的・効果的・効率的な推進を図る。

第2 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

- 1 取組の意義等
- 2 これまでの取組と当面の具体的措置
- 3 今後の課題と進め方

第3 基礎自治体への権限移譲

- 1 基本的な考え方
- 2 具体的な措置
- 3 円滑な権限移譲の実現に向けて
- 4 今後の取組

第4 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）

- 1 改革に取り組む基本姿勢
- 2 改革の枠組み

第5 ひも付き補助金の一括交付金化

- 1 趣旨
- 2 一括交付金の対象範囲
- 3 一括交付金の制度設計
- 4 導入のための手順

第6 地方税財源の充実確保

- 1 これまでの取組の実績と成果
- 2 今後の課題と進め方

第7 直轄事業負担金の廃止

第8 地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）

- 1 地方公共団体の基本構造
- 2 議会制度
- 3 監査制度
- 4 財務会計制度

第9 自治体間連携・道州制

- 1 基本的考え方
- 2 今後の取組

第10 緑の分権改革の推進

- 1 基本的考え方
- 2 具体的取組

別紙1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置（第2次見直し）

別紙2 基礎自治体への権限移譲の具体的措置

「義務付け・枠付けの見直し（第2次見直し）」について

	項目ベース					条項ベース				
	検討対象	見直しを実施するもの			引き続き 検討	検討対象	見直しを実施するもの			引き続き 検討
		勧告どおり 実施	勧告の 一部実施				勧告どおり 実施	勧告の 一部実施		
内閣官房・内閣府	30	27 (90%)	23	4	3	77	64 (83%)	61	3	13
警察庁	5	4 (80%)	3	1	1	8	7 (88%)	6	1	1
文部科学省	8	4 (50%)	3	1	4	11	4 (36%)	4	—	7
厚生労働省	43	38 (88%)	29	9	5	102	80 (78%)	64	16	22
農林水産省	62	46 (74%)	17	29	16	117	77 (66%)	52	25	40
経済産業省	6	4 (67%)	4	—	2	11	5 (45%)	5	—	6
国土交通省	169	147 (87%)	120	27	22	326	230 (71%)	208	22	96
環境省	47	38 (81%)	10	28	9	96	61 (64%)	34	27	35
計	370	308 (83%)	209	99	62	748	528 (71%)	434	94	220

(注) 内閣府において集計したもの。

「基礎自治体への権限移譲」について

	項目ベース						条項ベース					
	検討対象	権限移譲等を行うもの		※	引き続き 検討	検討対象	権限移譲等を行うもの		※	引き続き 検討		
		勧告どおり 実施	勧告の 一部実施				勧告どおり 実施	勧告の 一部実施				
内閣府	2	2 (100%)	2	0	—	0	9	9 (100%)	9	0	—	0
消費者庁	1	1 (100%)	1	0	—	0	5	5 (100%)	5	0	—	0
総務省	1	1 (100%)	1	0	—	0	2	2 (100%)	2	0	—	0
文部科学省	2	1 (50%)	0	1	1	0	7	1 (14%)	1	0	5	1
厚生労働省	25	20 (80%)	16	4	5	0	110	81 (74%)	60	21	29	0
農林水産省	3	1 (33%)	0	1	0	2	12	1 (8%)	1	0	0	11
経済産業省	9	5 (56%)	5	0	0	4	55	18 (33%)	18	0	0	37
国土交通省	31	22 (71%)	19	3	0	9	127	74 (58%)	70	4	0	53
環境省	8	6 (75%)	3	3	0	2	57	16 (28%)	9	7	0	41
計	82	59 (72%)	47	12	6	17	384	207 (54%)	175	32	34	143
追加分 (外数)	—	3	3	0	—	—	—	10	10	0	—	—

(注1) 内閣府において集計したもの。
(注2) 「勧告どおり実施」には、勧告以上に実施するものも含まれる。
(注3) 「※」は、一定の条件を満たせば権限移譲を行うもの。

アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～ の概要

〔平成22年12月28日 閣議決定〕

1. 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進

- (1) 広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行った上で、新たな広域行政制度を整備(具体的意思を有する地域との間で、十分な協議・調整)
- (2) 出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本
- (3) 移譲対象機関の職員の身分取扱い等に係る所要の措置を講ずる
また、移譲される事務・権限の執行に必要な財源を確保(税源移譲も検討)
- (4) 平成24年通常国会に法案提出、26年度中の事務・権限の移譲を目指す

2. 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限の取扱い

- (1) 直轄道路
一般国道の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結するものについては原則移管することを基本
- (2) 直轄河川
一級河川の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結する水系に属するものについては原則移管することを基本
- (3) 公共職業安定所(ハローワーク)
希望する地方自治体において、無料職業紹介、相談業務等を地方自治体の主導の下、一体的に実施
(特区制度の提案にも誠実に対応、国と地方自治体が具体的に協議して設計)
当該一体的な実施を3年程度行い、その過程でもその成果と課題を十分検証することとし、地方自治体への権限移譲について検討
(その際、ILO第88号条約との整合性、雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意)

円滑かつ速やかな実施のための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける

3. その他

- (1) 一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限については、都道府県に移譲
- (2) 地方自治体の発意に応じ選択的实施等を行う事務・権限については、構造改革特区制度等の活用などにより選択的・試行的移譲を円滑に推進(相談窓口等の体制整備を実施)

4. 国の事務・権限の徹底した見直しによる出先機関のスリム化・効率化

5. 財源・人員の取扱い

- (1) 財源の取扱い
事務・権限の移譲及び人員の移管等に伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる
- (2) 人員の移管等の取扱い
国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備
地方移管等に当たって必要となる枠組み・ルール等を構築

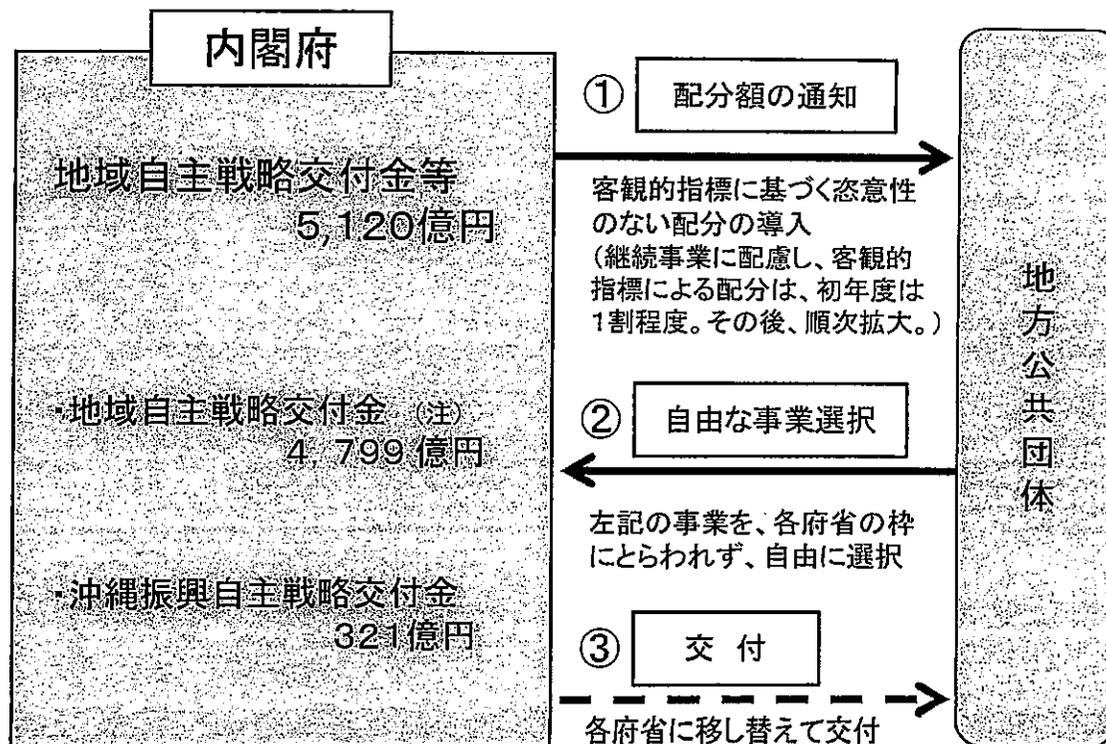
地域自主戦略交付金

- 「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、地域の自由裁量を拡大するための「地域自主戦略交付金」等を創設。
- 平成23年度は、第一段階として都道府県分を対象に、投資補助金の一括交付金化を実施。

<対象事業>

- ・社会資本整備総合交付金の一部
(国土交通省)
- ・農山漁村地域整備交付金の一部
(農林水産省)
- ・水道施設整備費補助 (厚生労働省)
- ・交通安全施設整備費補助金の一部
(警察庁)
- ・学校施設環境改善交付金の一部
(文部科学省)
- ・工業用水道事業費補助(経済産業省)
- ・自然環境整備交付金の一部(環境省)
- ・環境保全施設整備費補助金(環境省)
- ・消防防災施設整備費補助金(総務省)

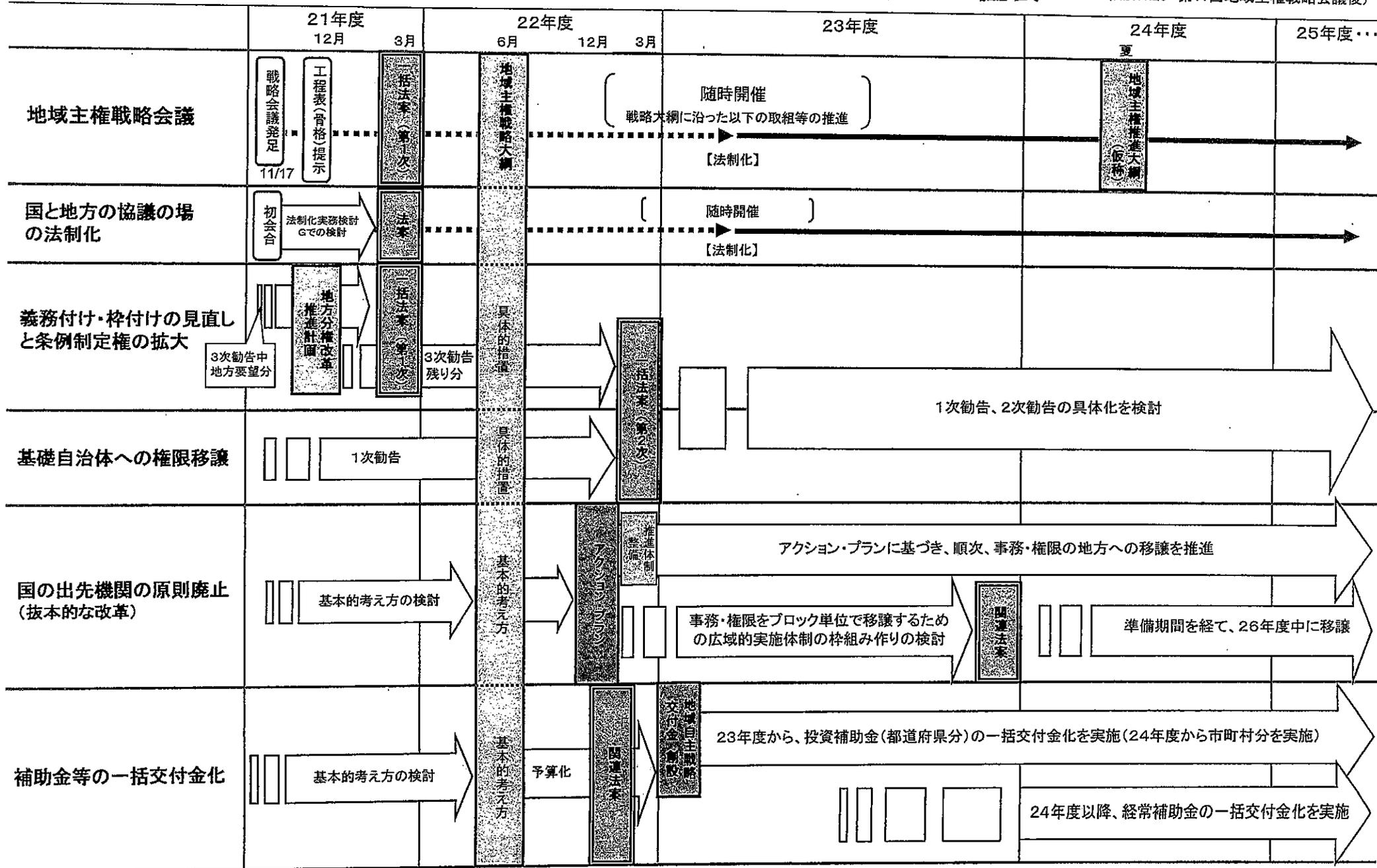
<スキーム>



(注)このうち、北海道分269億円程度、離島分103億円程度、奄美分33億円程度。
なお、金額は配分予定額の一部。用途は、他地域と同様、地域自主戦略交付金の対象事業の全てである。

地域主権改革の主要課題の具体化に向けた工程表

(H23.1.25 第11回地域主権戦略会議後)



※ 地方税財源の充実確保、直轄事業負担金の廃止、地方政府基本法の制定(地方自治法の抜本見直し)、自治体間連携・道州制、緑の分権改革の推進の各課題についても、地域主権戦略大綱に沿って取組を推進